

震災復興発信映像・パネル等制作業務 プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

震災復興発信映像・パネル等制作業務委託

(2) 目的及び概要

平成28年（2016年）熊本地震から5年を迎え、震災の記憶の風化が懸念される中、本市における発災直後の被害や震災復興計画に基づく復旧・復興の進捗状況についてまとめた映像・パネル・冊子を制作し、効果的に発信することで、力強く復興している本市の姿を市内外へ幅広くPRするとともに、平成28年（2016年）熊本地震の記憶を永く後世に伝えていく。

※ 詳細は、「別紙1 震災復興発信映像・パネル等制作業務委託 基本仕様書」を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年（2021年）3月31日（水）まで

(5) 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎4階

熊本市 政策局 復興総室

電話：096-328-2971（直通）

3 選定スケジュール

実施公告	令和2年（2020年）8月6日（木）
参加表明書、 基本仕様書等交付期間	令和2年（2020年）8月6日（木） ～令和2年（2020年）8月24日（月）
参加表明書の提出期限	令和2年（2020年）8月24日（月）
参加資格審査結果通知	令和2年（2020年）8月26日（水）予定

質問書提出期限	令和2年（2020年）9月16日（水）
質問書回答期限	令和2年（2020年）9月18日（金）
提案書等の提出期限	令和2年（2020年）9月28日（月）
ヒアリング審査	令和2年（2020年）10月2日（金）予定
選定結果通知	令和2年（2020年）10月上旬発送予定
契約締結	令和2年（2020年）10月上旬予定

※ ただし、参加表明書提出者数等により、スケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であることさらに、業種として、第1分類「広報・広告業務」・第2分類「映画・ビデオ製作」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。（資格審査要綱に基づき熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出した際の「役員等名簿及び照会承諾書」に記載した役員等に変更があった場合は、「参加資格申請内容変更届」を市に提出していること。）
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む）
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、平成27年度（2015年度）以降に履行が完了した、撮影を含む映像制作に関する業務委託で、以下のいずれかに該当する実績を有すること（参加表明書等提出日までに業務が完了し

たものに限る)。

ア 10分以上の映像を制作していること。

イ 契約した委託料の額が320万円以上であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和2年(2020年)8月6日(木)から令和2年(2020年)8月24日(月)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、基本仕様書等については、令和2年(2020年)9月28日(月)までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザル参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類等(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類等及び提出方法

感染症対策を講じた上で持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績(様式第3号)

(同種業務の実績については、4(9)に該当する業務委託で、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。)

(エ) 同種業務の実績を証する契約書及び仕様書など設計図書等の写し(必須)

あわせて、制作した映像のデータをUSBで提出すること(必須。提出された映像のデータは、本件プロポーザルに係る参加資格審査の確認資料として使用するとともに、「別紙3 震災復興発信映像・パネル等制作業務 受託候補者選定委員会審査基準」に基づき、「過去の業務実績」を評価する際の審査資料として使用する。また、プロポーザル終了時はこれを返却する。)

これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(発注者の証明等)で併せて補完すること。

イ 提出期限

令和2年（2020年）8月24日（月）午後5時まで

郵送する場合は、令和2年（2020年）8月24日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(7) 持参の場合

2の担当部局

(1) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市政策局復興総室）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(7) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(1) ア(エ)の書類等が添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。また、ア(エ)により提出された書類等では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第5号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和2年（2020年）8月6日（木）から令和2年（2020年）9月16日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス：096-324-1713

メールアドレス：fukkou@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和2年（2020年）9月18日（金）までに開始し、令和2年（2020年）10月2日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 提案書等の提出について

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 提案書提出書（様式第4号）

イ 提案書（様式は自由）

ウ 見積書（様式は自由）

(2) 提出方法

「別紙2 震災復興発信映像・パネル等制作業務 提案書等作成要領」を確認し、感染症対策を講じた上で持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

提出書類の規格はA4版縦置き・左とじ・横書き・両面とする。A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

ア 提出部数

- (ア) (1) 提出書類のうち、アの書類については、1部提出すること。
- (イ) (1) 提出書類のうち、イからウまでの書類については、一綴りにして提出すること。なお、資料には表紙を作成し、社名の記載、契約締結権限者の氏名及びその印を押印したものを1部、表紙を含め全てにおいて社名、社章等の事業者を特定させる文言等を表記していないものを8部提出すること。

イ 提出期限

令和2年(2020年)9月28日(月)午後5時まで

郵送する場合は、令和2年(2020年)9月28日(月)までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出先

- (ア) 持参の場合
2の担当部局

- (イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市政策局復興総室)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1.1 提案書等のヒアリングの実施

- (1) 実施日時

令和2年(2020年)10月2日(金) 予定

日時については、別途指示するもの。

- (2) 実施場所及び実施方法

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁舎 9階会議室

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害などやむを得ない事情がある場合は、市との協議によりWeb環境(「Microsoft Teams」の使用を想定)によるヒアリングとする。ただし、Web環境が整わないなど、特段の事情がある場合は、この限りでない(十分な感染防止対策は必須とする。)

詳細については、別途指示するもの。

- (3) 提案書に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「別紙3 震災復興発信映像・パネル等制作業務 受託候補者選定委員会 審査基準」に沿って実施する。
- (4) 出席者は、2名以内とする。
- (5) ヒアリングは、非公開とする。
- (6) ヒアリング時間は、25分以内を予定する(最初15分以内で参加者による

説明の後、選定委員による質疑を10分以内で行う。)。ただし、Web環境によるヒアリングを行う場合で、本市端末側の通信障害によってヒアリングが中断した場合、中断した時間は上記ヒアリング時間に含まない。

- (7) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (8) ヒアリングの際の発言においては、提案事業者が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。
- (9) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者の審査項目については、全て0点として取り扱うものとする。
- (10) 結果については、参加者に対して郵送により通知する。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「震災復興発信映像・パネル等制作業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づき「震災復興発信映像・パネル等制作業務受託候補者選定委員会」にて行う。

(2) 審査の基準

「別紙3 震災復興発信映像・パネル等制作業務 受託候補者選定委員会 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「映像・パネル・冊子の提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。「映像・パネル・冊子の提案内容」の合計点数も同じ場合は、「実施体制等」の合計点数が高い者を上位とする。

「実施体制等」の合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。

- (4) いずれの提案も合計点数が180点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

15 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 契約保証金
 - 熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
 - イ 過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。
- (3) 契約書（案）
 - 熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。
- (4) 参加表明書等に関する事項
 - ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該

提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）